

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、本県の万葉歌碑を観光資源とした観光プログラムの開発、インバウンド受入整備及び観光消費促進等に関する事業を支援することで、万葉歌碑をテーマに、市町村連携を図り、魅力ある広域観光エリアを創出し、県内周遊の促進を目的とする。

(補助事業者)

第3条 この補助金の補助事業者は、万葉歌碑が所在する市町村内で対象事業を実施する県内市町村（政令市を除く）、観光協会及び観光関連事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは補助の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象経費、補助率等)

第4条 この補助金の補助の対象となる経費は、補助事業者が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

(申請手続)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(事業変更等の承認)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ万葉歌碑様式第4号により知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、事業区分ごとの各経費区分間の配分額20%以内の金額の軽微な変更をしようとする場合については、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(事業遅滞の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6号による遂行状況報告書により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 知事は、第5条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第6条の規定により交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を知事に申し出なければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 知事が求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。

(補助金の経理)

第12条 補助対象者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに様式第7号による実施状況報告書により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）、又は補助対象事業の実施事業の実施期限のいずれか早い日から10日以内に様式第8号による事業報告書に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、精算払の方法により支払う。ただし、知事が必要と認めた時は、概算払をすることができる。

- 2 前条の通知を受けた補助対象者は、速やかに様式第10号による補助金請求書により知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払をするものとする。

(財産の処分及び管理)

第17条 取得財産等のうち、規則第20条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

- 2 補助対象者は、財産の処分について知事の承認を受けようとするときは、様式第11号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合はこの限りではない。

- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、様式第12号による管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月3日から施行し、令和7年度から令和9年度までの補助金について適用する。

別表（第4条関係）

補助事業	（１） 観光プログラム、旅行商品の造成（備品購入、設備の導入等） （２） インバウンド受入整備（外国語表記の看板設置、多言語翻訳機器設置等） （３） プロモーション（造成した観光プログラムの認知拡大を目的とした広告宣伝等） （４） その他知事が必要と認めたもの
補助対象経費	報償費、需用費、工事請負費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費
補助率	1／2
補助限度額	1，000千円／件

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（フリガナ）

（代表者名）

（自署又は記名押印）

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付申請書

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費 円

2 補助金交付申請額 円

3 補助対象事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ～ 年 月 日

4 補助対象者の役員名簿 別紙 1 のとおり

5 誓約書 別紙 2 のとおり

6 課税・免税事業者届出書 別紙 3 のとおり

7 添付書類

（1）事業計画書（様式第 2 号）

（2）収支予算書（様式第 3 号）

別紙 1

役員名簿

[illegible]

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金の交付申請に当たり、申請者及び申請者の全役員は下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金の交付決定後にこの誓約の内容と事実が反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、福岡県に対し、当該補助金の全部又は一部を返還します。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 2 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員が役員等になっている団体ではありません。
- 3 申請者は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている団体ではありません。
- 4 申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - (2) 暴力団員が実質的に運営している団体
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- 5 申請者が実施する事業(事業の準備を含む。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 6 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。

別紙 3

課税
事業者届出書
免税

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

課税事業者
下記の期間については、消費税法の（同法第9条第1項本文の規定によ
免税事業者
が免除される事業者でない。
り消費税を納める義務）である（となる予定である）の
を免除されている。
で、その旨届け出ます。

記

課税期間
年 月 日から
年 月 日まで

事業計画書

1 補助対象事業（以下から選択してください）

（1）	観光コンテンツ造成事業
（2）	インバウンド受入環境整備事業
（3）	プロモーション事業
（4）	その他知事が必要と認めたもの

2 補助対象事業の内容

ア 事業の目的（この事業の背景及び目的などを記入してください）

イ 事業の概要（事業の実施場所、事業のコンセプト、各補助対象事業内容・条件の該当の有無、活用する資源の特徴、魅力などを含めて具体的かつ簡潔に記入してください）

ウ 事業実施スケジュール（別紙での提出も可とする）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

エ 目指すべき事業効果を記入してください。（可能な限り、取組の成果を図る指標と目標値を設定して、記載してください。）

オ 補助対象経費等（様式第 1 ・ 3 号と突合させること）

(ア) 補助対象経費	(イ) 補助金交付申請額（補助金額）
円	円

様式第3号（第5・14条関係）

収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

科 目	金 額	積算根拠（数量、単価等）
合 計		

2 支出

（単位：円）

	科 目	金 額	内 訳	
			内 容	積算根拠（数量、単価等）
補助 対象 経費				
計（A）			うち、ハード整備（施設改修等）の額（ 円）	
計（B）				
合計（A+B）				

【県補助金の計算】

補助対象経費（A）×補助率（1／2以内）

ただし、補助限度額以内で、1,000円未満は切り捨てるものとする。

※ 収入科目は、補助金、自己資金、事業収入等を記入してください。

※ 補助対象経費の支出科目は、万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱別表に定める経費区分により記入してください。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（フリガナ）

（代表者名）

（自署又は記名押印）

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、下記のとおり変更したいので、万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

〔添付書類〕

①事業計画書（様式第2号）

②収支予算書（様式第3号）

※変更に係る部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（フリガナ）

（代表者名）

（自署又は記名押印）

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、下記のとおり設置を中止（廃止）したいので、万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、補助対象事業の遂行について指示を受けたいので、万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の進捗状況
- 2 補助対象事業に要した経費
- 3 内容及び原因
- 4 対応措置
- 5 補助対象事業の遂行及び完了予定

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金事業実施状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり状況報告します。

記

- 1 補助対象事業の進捗状況
- 2 補助対象事業に要した経費
- 3 事業完了予定期日

〔添付書類〕

- ①事業の遂行状況（詳細）を明らかにする書類
- ②その他

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費 円

2 補助金額 円

3 補助対象事業の開始及び完了年月日
年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

（1）事業実績書（様式第 9 号）

（2）収支決算書（様式第 3 号）

事業実績書

事業実績

実 施 内 容 等	以下の点については、必ず記入してください。 ①事業概要 ②実施内容 ③事業の効果・成果等 ④今後の展開（予定）
-----------	--

※必要に応じて資料を添付してください。

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記の補助金について、
万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり請求しま
す。

記

1 補助金の請求額 金 円

（内訳）

交 付 決 定 額 金 円

支 払 済 額 金 円

差 額 金 円

2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること

（注）概算払の請求をするときには、請求金額の算出内訳などを記入した「概算払請求内訳
書」（様式任意）を添付すること

様式第 11 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

（自署又は記名押印）

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金財産処分承認申請書

万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 処分の内容

①処分する財産名 ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等に対応願います。

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由

取得財產等管理台帳

[illegible]

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産となる。
- 2 財産名の区分は、(ア) 事務用備品 (イ) 事業用備品 (ウ) 書籍、資料、図面類 (エ) 無体財産権 (オ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。